

# 志賀原発2号機運転差止訴訟判決

差止が認められた金沢地裁2006年3月24日判決の検討

原発訴訟で電力会社に対する差止請求が認められた画期的な判決である。どのようにして差止が認められたのか、判決の流れを鳥瞰する。

専修大学専任講師 須加憲子

## 1 はじめに

ついに、民事原発訴訟において初の画期的な請求認容判決が下された。金沢地裁が2006年3月24日に言い渡した志賀原発2号機運転差止訴訟判決は、原子炉の運転差止を命じたのである。いわゆる原発訴訟に関しては、行政庁を被告とする原子炉設置許可処分取消・無効確認訴訟から、電力会社を被告とする民事損害賠償・差止訴訟等の諸類型があるが、原告が勝訴したのは2003年1月の高速増殖炉もんじゅ設置許可処分無効確認訴訟の差戻後控訴審判決だけであり、最高裁が志賀原発1号機・女川原発訴訟に関して請求を棄却していることに鑑みても注目すべきである。特に、1号機に関する控訴審判決で「人類の負の遺産」とも言われた原発が、阪神・淡路大地震、宮城県沖地震によって得られた新たな科学的知見（経験則の変更）により、耐震性の観点からその危険性が認定された点に意義がある。

## 2 事件の概要

事件の概要は次のとおりである。石川県羽咋郡志賀町赤住所在の志賀原子力発電所は、1999年4月14日に通産大臣（現経済産業大臣）から2号原子炉（改良型沸騰水型（ABWR）、2号機）の増設許可処分を受け、2005年4月26日に試運転、2006年3月に運転を開始した。これに対し、石川県および富山県

在住者を中心に最も遠方（約700km）の熊本県在住者1名を含む16都府県の住民132人が、自己の生命・身体等に回復し難い重大な被害を受ける旨を主張して、人格権または環境権に基づきその侵害を予防するため、北陸電力を相手に運転差止を求め、請求が認容されたのである。なお、仮執行宣言が付されておらず、また控訴されたことから運転は現在も継続されている。本判決の要点として、差止の法律構成・要件、原告適格、立証責任、原発の安全性（主として耐震性）を検討しよう。

## 3 差止の法律構成・要件

公害・環境分野では、原告側は人格権または環境権に基づいて差止めを請求する。差止請求の法律構成については、従来から権利説（物権的請求権説、人格権説、環境権説）、不法行為説、複合説などの諸学説があるが、今日では人格権説が有力である<sup>1)</sup>。人格権説とは、被侵害法益が物権と比肩しうる程に権利性の高いものであるときには、これに準じて差止を認めることができ、人格権はこれに含まれるとする考えである。原発民事差止訴訟の領域における最初の判決である高浜原発事件（大阪地判平成5・12・24判時1480号17頁）は人格権説を、続く女川原発訴訟第一審判決（仙台地判平成6・1・31判時1482号3頁）は人格権および環境権を審判対象として認めるなど、原発訴訟では一般に人格権に基づく差止が肯定されている。なお、この場合の受忍限度に関する立証責任は、被害者側にあると一般に考えられている。

本判決でも、原告側が人格権または環境権を主張したのに対し、「個人の生命、身体及び健康という重大な保護法益が現に侵害されている場合、又は侵

害される具体的な危険がある場合には、その個人は、その侵害を排除し、又は侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができる」と解し、そこでいう「差止請求の根拠となる絶対的権利としての『人格権』は、名誉とプライバシーを別にすれば、いわゆる狭義の人格権「生命、身体及び健康を中核とする権利」である<sup>2)</sup>。その上で、差止要件については「生命、身体及び健康が害される具体的な危険があり、その侵害が受忍限度を超えて違法である場合には、人格権に対する侵害を予防するためその運転の差止めを求めることができる」と、国道43号線訴訟最高裁判決（平成7・7・7民集49巻7号1870頁）の立場を踏襲した受忍限度論によることとした。

#### 4 原告適格と線引き

ところで、「良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利」である環境権に関しては裁判所は一般に消極的である。本判決も「実体法上独立の差止請求の根拠となり得ると解することは困難」であるとした。だが、女川原発訴訟第一審判決では、「環境権に基づく本件請求については、民訴法上、請求権として民事裁判の審査対象としての適格性を有しないとはいえないから、本件訴えは適法であるというべきである」として、環境権に基づく請求が、実体法上の請求権として是認しうる権利であるか否かについては結論を留保しながらも、「審判対象としての適格性」を肯定し、判断が示されていた<sup>3)</sup>。

そもそも環境権の持つ意義には、①環境そのものへ保護法益を拡大することのほかに、②権利主体の範囲＝原告適格の拡張が目指されていることに着眼すべきである<sup>4)</sup>。この視点から本判決を読み直してみると、原子炉から約700km離れた熊本県在住の住民に対しても「最悪の事故が生じた想定した場合は、許容限度である1ミリシーベルトをはるかに超える被ばくの恐れがあるから、全ての原告らにおいて、上記具体的危険性が認められる」と明言して原告適格を認めている。これは、(i)私法上の自己の権利侵害としての環境権の実質的肯認につながるのではないかと、また(ii)代表訴訟としての紛争管理権（例えば豊前火力発電所差止訴訟）等の承認への手掛かりとならないかと、検討の余地があろう<sup>5)</sup>。

この点行政訴訟では、行政事件訴訟法9条の「法

律上の利益を有する者」には、原子炉事故がもたらす災害により「直接的かつ重大な被害」を受ける周辺住民の個人的利益も含まれると解されている。原告適格を認めるかどうかの範囲基準については、もんじゅ事件控訴審判決（名古屋高裁金沢支判平成元・7・19判時1322号33頁）は、時間的に避難可能性があることを理由として、原子炉から半径20km以内の居住者に限定した<sup>6)</sup>。もっとも広範囲に認めたのは福島第2原発訴訟第一審判決（福島地判昭和59・7・23行集35巻7号995頁）の60数kmであった。これらと比較しても、まさに従来基準を飛び越えて原告適格が認められたことになる。

#### 5 科学裁判

ところで、原発訴訟は科学裁判であるといわれているが、科学問題についての裁判所の判断能力には自ずと限界があり、原発の導入の可否といった未来社会の形成に関わる事項は、国の政策選択の問題とみるべきであるから、裁判所が独自判断をすることを控えるべきではないか（(1)、立証資料の偏在や知識の偏在から、立証責任の緩和・転換や事案説明義務を導入すべきではないか<sup>7)</sup>（(2)）、ということが議論されている。

##### (1) 司法審査の限界

まず、原子炉設置の許可には、原子炉等規制法24条2項により原子力安全委員会の「安全審査」を経なければならないとされている。従来、行政訴訟では「専門技術裁量論」により、行政の事業の実施は当然に専門技術的な事項について調査し、独自の判断を行っていることを前提とした上で、裁判所はこれを検証してみても特に不合理な点がなければこれを自己の判断にするという方法が用いられている。しかし、国民の権利自由の保護という実質的法治主義の保障にもかかわることから、「専門技術裁量」に対する司法的コントロールが要請され、その場合、司法統制の方式の如何が問題となる。原発訴訟においても、「安全審査」の取り扱いについて、大別して、上述の「手続的審査方式」と「実体的判断代置方式」との二通りの考え方が議論されている<sup>8)</sup>。

民事訴訟でも前方式の影響を受け、裁判所での独自判断に消極的な立場は、原子炉設置の段階における許可処分に関係行政庁が専門技術裁量をなしてい

ることから、裁判所は両当事者の主張立証を踏まえてその裁量に不合理な点があるかどうかを限定的に審査するにとどめるべきものであり、裁判所が独自の判断を事実上求められるときは、司法の限界と解して鑑定によるべきという<sup>9)</sup>。実際、女川原発訴訟判決の判断構造は、①原子力安全委員会の安全審査における安全性判断が合理的根拠に基づくことをまず認定し、②同委員会の組織・性格を考え合わせた上で安全性を推認し、③原告側が右の推認を覆すに足りる危険性の主張・立証を行っているか判断する、という行政庁の安全性判断が先行した三段階構造になっている。

しかし、資料や知識の偏在は、先端医療や他の公害の場合にも当てはまるので、「行政庁の裁量に不合理な点があるかどうか限定的に審査する」というのではなく、実体的な審査方法が採られるべきで、裁判官の負担軽減をいうなら鑑定制度などの別の方法もある<sup>10)</sup>。本判決はこの批判に答える形で独自判断をしている<sup>11)</sup>。すなわち、原告らが、原子力安全委員会の安全審査の存在は無視して原子力発電所の危険を審理すべきであると主張したのに対し<sup>12)</sup>、その安全審査の結果は原子炉施設の「安全設計の基本方針」に妥当性に欠ける点がないかを審査するに当たって重要な資料となるべきとの留保をしつつも、「本件原子炉の安全審査が行なわれたのは平成11年3月であって、その後今日までの原子力発電所を巡って生じた事象や新たに得られた知見は前提とされていないことを踏まえると」、設置変更許可がなされているからといって「当該原子炉設置の安全設計の妥当性に欠ける点がないと即断すべきものではなく、検討を要する問題点ごとに、安全審査においてどこまでの事項が審査されたのかを個別具体的に検討して判断すべき」という結論を導いている。被告の反証についても、指針に沿っただけと厳しい態度を示している。

## (2) 立証責任

裁判所が独自判断をするに当たって、原子炉の危険性について原告側が網羅的に立証するとなると、証拠や知識の偏在等から原告に相当困難といえる。

そこで本判決は、検討範囲を原告らが人格権侵害の具体的危険があると主張する点に絞り、公平の観点から被告の反証を加重した。すなわち、人格権に基づく差止訴訟一般の原則に従って原告周辺住民に

立証責任を負わせた上で、「原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』がないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』の存在を推認すべき」である。この手法は、原子炉設置許可処分に係る行政庁の判断に不合理な点がないことについてまず被告行政庁の主張・立証の必要性を認め、右が尽くされない場合に行政庁の判断の不合理さが事実上推認されるとする、伊方原発訴訟最高裁判決（平成4・10・29民集46巻7号1174頁）の趣旨を民事訴訟に応用した女川原発訴訟や長良川河口堰差止請求訴訟判決（岐阜地判平成6・7・20判時1508号29頁、名古屋高判平成10・12・17判時1667号3頁）と類似している。被告側の立証責任の負担は早くから指摘されていたが<sup>13)</sup>、本件は民事訴訟の事実認定の一般理論として十分に説明できよう<sup>14)</sup>。

## 6 原子炉施設の安全性

本件で原告らが主張する差止に値する危険性について考える。本判決は、先行する民事差止訴訟（女川、もんじゅ訴訟など）が、原子力発電所の安全性について網羅的に審査の対象にしたこと（「まず、各原子炉施設の安全性にかける点のないことについて立証する必要があるとして、各被告が主張する各原子力発電所の安全確保策を全般にわたって認定、検討しているが」）に対し、この方法は採用せず「原告らが、人格権侵害の具体的危険があると主張する点について、重点的に実体審査に入った。そこで、①平常運転時、②一般事故、③地震事故における具体的危険性についての判断をしたところ、地震事故（耐震性の不備）が決定打となったのである。

耐震性の判断方法について、本件原子炉施設の耐震設計が妥当であるといえるためには、震源断層に対応する地表地震断層をもれなく把握していること、直下地震の想定が妥当であること、基準地震動の想定方法「大崎の方法」が妥当であることが前提となる。しかし、大規模な陸のプレート内地震でも、

発生前には震央付近に活断層の存在が指摘されていなかったり、地表地震断層が確認されなかったとされる例が2000年の鳥取県西部地震のほか多数存在する。また邑知瀧断層帯による地震を考慮していないとの指摘もなされた。

結局、「大崎の方法」の妥当性如何は、大崎の方法によって得られた結果と実際の観測結果との整合性如何にかかると、阪神淡路大震災の観測結果は、「大崎の方法」によって導き出される基準地震動が現実の地震動よりも過小なのではないかとの疑問を生じさせた。実際、宮城県沖地震では、東北電力で想定した地震動を上回り、被告の耐震設計の計算方法は実際の観測結果と整合しておらず、妥当性は肯首し難い。

また、想定を超えた地震によって周辺住民が許容限度を超える放射線を被曝する具体的危険があると推認すべきだと述べ、放射性物質が放出された場合、周辺住民の人格権侵害の具体的危険は受忍限度を超えている、と結論付けた。

## 7 まとめ

結局、以上のような検討から、原告らは、原子炉の運転によって周辺住民の許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証することに成功した。これに対して、被告がした主張立証は、「耐震設計審査指針に従って本件原子炉を設計、建設したことに重点が置かれ、原告がした耐震設計審査指針自体に合理性がない旨の主張立証に対しては、積極的な反証は乏しく、原子炉の運転により被ばくの「具体的危険が存在することを推認すべき」であるという結論が導き出された。

最後に、受忍限度の最難関である公共性についてであるが、本判決は、「被告が本件原子炉で生産しようとしているものは電気という公共財」であるが、「本件原子炉の運転が差し止められても……短期的には、被告の電力供給にとって特段の支障になるとは認め難い」と評価し、対する「住民の生命、身体、健康に与える悪影響は極めて深刻であるから、周辺住民の人格権侵害の具体的危険は、受忍限度を超えているというべきで」、被告の耐震設計は被害回避対策としても「相当と評価し得る対策を講じたものとは認め難い」と結論づけた。

このようにして、原発訴訟史上画期的な差止認容

判決が下された。小泉政権が昨秋の原子力政策大綱で原発依存度を高める方針を打ち出したばかりであり、本判決は、今後の他の原発訴訟や原子力政策にも大きな影響を及ぼすことは必至であろう。

- 1) 澤井裕「公害の差止請求」争点Ⅱ210頁、奥田昌道・潮見佳男編『法学講義民法6事務管理・不当利得・不法行為』290頁以下(悠々社、2006年)。
- 2) 名古屋新幹線訴訟控訴審判決・名古屋高判昭和60・4・12下民集34巻1～4号461頁。
- 3) 河野弘矩・判例評論427号184頁
- 4) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』233頁(日本評論社、1973)。
- 5) 環境法判例百選8事件。
- 6) 古城誠「原発訴訟における原告適格」法教149号69頁以下(1993年)。
- 7) 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀祝賀『民事裁判の充実と促進(中)』1頁以下(判例タイムズ社、1994年)。
- 8) 「手続的審査方式」とは、問題の判断がどのような事実認識を前提にどのような方法でされたかを、事実認識の過程から、これに対する法則の当てはめの過程まですべて検討し、この過程の中に論理法則、経験法則に照らして過誤を生ぜしめるような不合理の要素を発見しない場合に、この判断過程を合理的なものとして、問題の判断に誤りはないと推測する方法である。「実体的判断代置方式」とは、行政行為の法規適合性について、裁判所が全面的に自らの目で審査し、その結果と行政の判断が一致すればこれを是認し、一致しなければ自己の判断をこれに置き換えて行政処分を取り消すという審査方式である。松浦寛「環境行政訴訟における審査方式」阪大法学118・119号189頁以下(1981)。
- 9) 前掲・河野185頁。
- 10) 須加憲子「高度な危険性を有する(バイオハザード)研究施設による「不安感・恐怖感」と「平穏生活権」について」早稲田法学78巻1号186頁以下(2002年)。
- 11) 橋本博之・平成6年度重要判例解説40頁。反対説は、安西明子「事前差止における当事者の立証責任と裁判所の審査方法」判タ1062号223頁(2001)、前掲・河野185頁。
- 12) 原告側が挙げた理由は、①安全審査体制が不公正であること、②原子力安全委員会の審査には担当行政庁が影響を与え得る仕組みであり、ダブルチェックが機能していないこと、③審査の対象が殊更に狭く解されており、現実には発生している事故の防止に役立たず、審査の範囲も不明確であること、④事故の想定が不合理であり、極めて杜撰な審査が行われていること、⑤実際に発生した事故と検討しても、安全審査は事故を防止できていないこと、である。
- 13) 淡路剛久『環境権の法理と裁判』141～146頁(有斐閣、1980年)。
- 14) 岩橋健定・平成11年度重要判例解説50頁。

(すか・のりこ)